

# タクシー事業者様こそ 助成金を活用しよう！

平成26年最新情報満載！



久保社会保険労務士法人

# タクシー事業は 重点分野事業です！



大分類H－運輸業

有期契約の乗務員を正社員化して助成金

2種免許、事故防止、UD研修、訓練費用と賃金助成金

デジタルIP無線や洗車機導入で高齢者助成金

ひとりひとりの評価を反映した給与制度の助成金

家族介護のために定時乗務社員になり短時間勤務

新労務管理システムやデジタコ導入で職場改善助成金

ハローワーク紹介利用で高齢者、母子雇用助成金

今までになかった新サービス、新ものづくり補助金

社員懇親でワークライフバランス助成金

# 新入の契約乗務社員などを正社員化して助成金

## キャリアアップ助成金 正規雇用等転換コース

雇い入れ後、6カ月以上の期間を定める有期契約者に対し、一定のルールの下に、正社員登用のチャンスがあることを示し、その制度を就業規則に規定し、正社員となった人がいる場合、以下の助成額が支給されます。

### ■助成金の支給額 一人につき50万円 1年間に15人まで対象となります。

\* 本制度は、今のうちの計画を提出することで  
向こう5年間の助成金を得る権利を確保できます。



### ■正規雇用等転換コースの要件

2種免許を取得後も、運収はいくらであれば、採用できる基準であるか？

タクシー事業は、他の業界には見られない売り上げ実績が  
日々、個別に把握できます。また、事故、違反などの有無も明確にわかります。

そのような業界の特性を活かし【正社員登用規定】として対象者ができると、  
助成金の対象となります。

以下の要件のいずれかであれば、中小企業とみなします。

中小企業の範囲	資本金	労働者数
運輸業	3億円以下	300人以下

# 2種免許取得、現任研修、タクシー接客訓練など 研修費用と研修中の賃金助成

## キャリアアップ助成金 人材育成コース

### 賃金助成 1時間あたり800円の助成

訓練時間数が20時間以上である場合、  
対象となります。

- 100時間未満 ⇒10万円限度
  - 100時間以上200時間未満⇒20万円限度
  - 200時間以上 ⇒30万円限度
- タクシー事業の場合、ほとんどがOff-JTです。

### <Off-JT>

外部機関に訓練に行く場合

外部講師に来てもらって、普段の仕事から離れ  
社内で研修する場合、実務経験5年以上の人が  
講師となり、指導することもできます



- 有期実習型訓練の場合
- 自社内での実習(OJT)の割合が10%以上90%以下であること。
- 3か月以上6か月以下で6か月あたり425時間以上(1か月あたり約71時間以上)の訓練であること。
- 訓練科目名、実施内容、実施時間等が明確に記載されたカリキュラムを作成すること。
- 自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)のどちらも計画した時間数の80%以上を実際に訓練実施すること。
- 訓練修了後に評価シート(ジョブ・カード様式4)により職業能力の評価を実施すること。
- 訓練受講者は毎日、訓練内容を報告する訓練日誌を作成すること。
- 訓練計画は原則として訓練開始の1か月前までに労働局へ提出すること。

# 60歳以上の高齢者が働きやすくなる費用の助成金

## 高齢者雇用安定助成金 高齢者活用促進コース

### 費用の3分の2 上限1000万に拡充！！

ただし、活用促進措置の対象となる60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円を上限とします

- 事業内で教育訓練を実施  
外部業者に委託していた
- 自社の空きスペースに  
教育研修室として改修  
また、機器を配置。
- 高齢になった乗務社員で  
教育指導できる乗務社員  
を指導員として再教育
- 高齢従業員向けの  
職場を創出した。
- 【対象経費】  
内装、改修費、  
機器購入費など

#### 新たな事業 分野への進 出等

LEDライト  
の設置

スポット  
クーラー  
の設置

- タクシー事業において  
乗務終了後、洗車作業に  
ついては、体力も時間も必  
要とするだけでなく、手作  
業により行っているため、  
高齢従業員の身体的負担  
が大きかった。

#### 機械設備の 導入等

そこで高齢者の  
負担を軽減する  
洗車機を購入。  
これにより、  
洗車作業に  
かかる  
高齢従業員の  
身体的負担を  
軽減し、  
作業における  
安全を確保した。

#### 70歳以上ま で働ける制 度の 導入

#### 高年齢者の 雇用管理制 度の整備

- 高年齢者の就労の  
機会を拡大するた  
めの能力開発、能  
力評価、賃金体系、  
労働時間制度等の  
雇用管理制度の見  
直しまたは導入

- 定年後の再雇用制度を見直す  
とともに、新たに短時間勤務制  
度を導入する。
- 新たな短時間制度の運用に伴  
う管理システムを構築する。

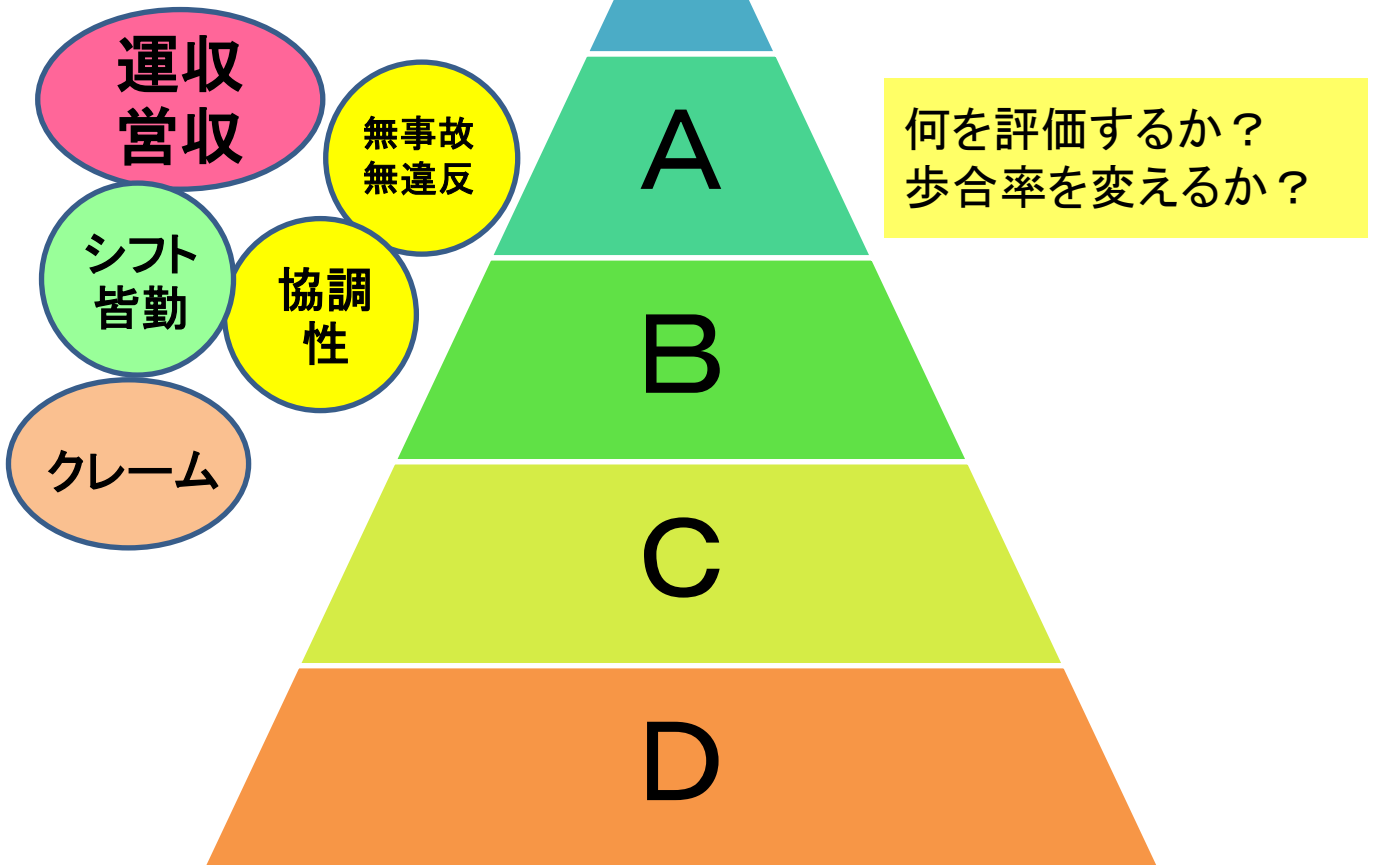
# ひとりひとりの評価を反映した給与制度の助成金

## 中小企業労働環境向上助成金

就業規則において、従業員の評価を行い、その評価にもとづいた  
[1]評価・処遇制度の導入を行った場合  
[2]研修体系制度の導入を規定し実施した場合 に支給されます。  
[3]法令を上回る健診等の制度を導入を規定し実施した場合支給。

評価・処遇制度	40万円
研修体系制度	30万円
健康管理制度	30万円

評価に基づき  
給与を決定する  
ルールを導入



この助成金の対象となる業種は以下です

IT  
情報通信業

運輸業

スポーツ施設  
提供業

医療、福祉

廃棄物処理業

健康・環境・  
農林漁業分野

# 新労務管理システムやデジタコ導入で職場改善助成金

## 職場意識改善助成金 労務管理コース

労働時間管理をWEB打刻システムやデジタコ等で新たに実施



労務管理  
ソフト

労務管理  
機器の  
導入・更新

デジタル  
式運行記  
録

テレワーク  
通信機器

上限60万とし導入費用の全額又は一部が助成されます

新たに導入した機器を使い、以下の達成が要件となります。

★年次有給休暇の取得を1日以上増加させること。

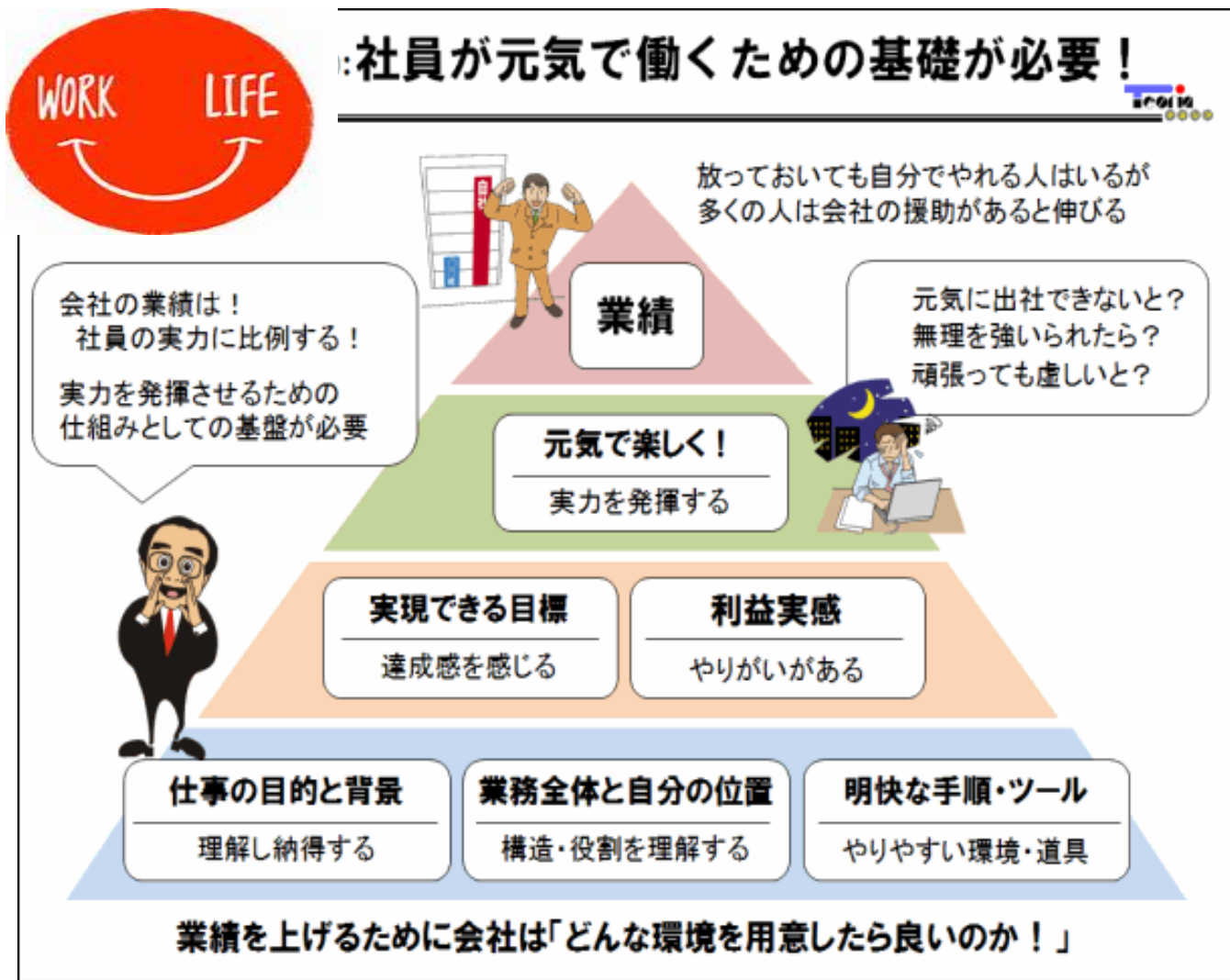
★残業時間数を1時間以上削減させること。



# 社員と家族と会社の懇親でワークライフバランス助成金

職場意識改善助成金 労務管理コース

社員も家族も会社や仕事を知り、ワークライフバランスを考えよう！



従業員300人以下

## 東京都の助成金です！

法令を上回る育児・介護休業制度の導入  
両立支援の就業規則策定、社内周知等経費  
ファミリーデー等従業員の懇親事業の経費

助成率：1/2 限度額：100万円  
助成期間は2年以内

